

札幌方面苫小牧警察署告示第 1 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
令和 8 年 2 月 9 日

北海道札幌方面苫小牧警察署長 親 谷 光 博

1 入札に付する事項

契約の目的の名称（1 リットル当たりの単価）及び予定数量
ア 自動車用ガソリン J I S 1 号 3,000 リットル
イ 自動車用ガソリン J I S 2 号 111,000 リットル
ウ 軽油 J I S 各号 7,000 リットル
契 約 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
納 入 場 所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。
令和 7 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。
道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。
揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）第 3 条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。ただし、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「官公需適格組合」という。）は除く。
次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で営業する直営又は代行の給油取扱所で給油（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 17 条第 5 項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。ただし、官公需適格組合にあつては、その組合員が当該要件を満たすこと。

名 称		所 在 地	範 囲
ア	苫小牧警察署	苫小牧市旭町 3 丁目 5 番 12 号	半径 5 km
イ	勇 払 駐在所	苫小牧市字勇払 27 番地 1	半径 10km
ウ	遠 浅 駐在所	勇払郡安平町遠浅 14 番地	
エ	早 来 駐在所	勇払郡安平町早来大町 130 番地 2	
オ	安 平 駐在所	勇払郡安平町安平 671 番地 4	
カ	追 分 駐在所	勇払郡安平町追分本町 5 丁目 44 番地 1	
キ	鷗 川 交 番	勇払郡むかわ町花園 3 丁目 21 番地	
ク	上厚真 駐在所	勇払郡厚真町字上厚真 538 - 1	
ケ	厚 真 駐在所	勇払郡厚真町京町 31 番地	
コ	穂 別 駐在所	勇払郡むかわ町穂別 29 番地 26	
サ	白 老 交 番	白老郡白老町東町 1 丁目 4 番地 18	
シ	萩 野 交 番	白老郡白老町字萩野 77 番地 15	
ス	竹 浦 駐在所	白老郡白老町字竹浦 36 番地 1	
セ	虎杖浜 駐在所	白老郡白老町字虎杖浜 14 番地 2	

のアにあっては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。ただし、官公需適格組合にあっては、その組合員が当該要件を満たすこと。

北海道警察本部及び各方面本部所在地で営業する直営又は代行の給油取扱所で給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の から までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年2月9日から同年3月6日まで（日曜日、土曜日及び休日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(ア) 2の に掲げる資格を有するかどうかの審査については、当該石油製品販売業届出書の写し

(イ) 2の に掲げる資格を有するかどうかの審査については、当該揮発油販売業者登録通知書の写し（官公需適格組合は除く。）

(ウ) 2の から に掲げる資格を有するかどうかの審査については、給油が可能なことを記載した書類（給油所一覧表等）

なお、給油を代行させる場合には、代行給油に関する証明書

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 053 - 0018 苫小牧市旭町 3 丁目 5 番12号
北海道札幌方面苫小牧警察署会計課 電話番号0144-35-0110

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌方面苫小牧警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

入 札 場 所 苫小牧市旭町 3 丁目 5 番12号
札幌方面苫小牧警察署 2 階大会議室
（送付による場合は、郵便番号053 - 0018 苫小牧市旭町 3 丁目 5 番12号 苫小牧警察署会計課）

入 札 日 時 令和 8 年 3 月17日 午後 3 時00分
（送付による場合は、同月16日午後 5 時までに必着）

開 札 場 所 に同じ

開 札 日 時 に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

10 落札者がいない場合の随意契約の方法

すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、それぞれの入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする。（なお、上記合計額1位の者が2者以上の場合は1位の者のみを、また、上記合計額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを選定する。）

この場合、すべての見積価格（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積をした者（有効な見積に限る）を契約の相手方とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

この契約は契約書の作成を要する。

落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13 その他

無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

低入札価格調査の基準価格

設定していない。

最低制限価格

設定していない。

入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌方面苫小牧警察署会計課

イ 所 在 地 郵便番号 053 - 0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号

電話番号 0144 - 35 - 0110 内線 236

前金払

前金払はしない。

概算払

概算払はしない。

部分払

部分払はしない。

郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

給油票等の作成等に係る経費は、供給人の負担とする。（給油票の場合：1冊あたり3枚複写30組、年間約300冊。給油カードの場合：年間約100枚）

給油は、各給油所に、給油票又は給油カードの提示があった際に給油することとする。ただし、提示するのは、給油票又は給油カードのどちらか一方のみで統一すること。

物品売買単価契約書第3条に基づく単価の変更については、協議を行う月（以下「協議月」という。）の市況価格の変動を勘案の上、協議月の初日を適用日として協議の上、決定することとする。